

2025 年 10 月

委託契約書に記載が必要な事項の追加について

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

廃棄物処理法の改正に伴い、委託契約書の適正処理に必要な情報に関する事項が 2026 年 1 月 1 日に追加されます。

これに伴い、当連合会発行の「マニフェストシステムがよく分かる本」に掲載している 委託契約書に記載が必要な事項（p12） に以下を追加します。

共通記載事項

- 委託者の有する正しく処理をするために必要な情報
- ・廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び量又は割合（※）

（※）

対象事業者	化管法第 2 条第 5 項で規定する第一種指定化学物質取扱事業者
契約書において 伝達すべき情報	廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び量又は割合 化管法で把握対象とされる第一種指定化学物質が廃棄物に含まれる、又は付着している場合